

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県宗像市光岡585番地
氏 名 株式会社西博運輸
代表取締役 田中 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 3年12月 6日

許可の有効年月日 令和 8年12月 5日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上7種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年10月30日 変更届 (変更事項:住所(変更前:福岡県宗像市王丸779番地2))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第03400225051号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県宗像市光岡585番地
氏名 株式会社 西博運輸
代表取締役 田中 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和3年12月22日
許可の有効年月日 令和8年12月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月30日 住所の変更

5. 積替え許可の有無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 03200225051

産業廃棄物収集運搬業許可証

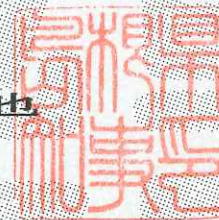
住所 福岡県宗像市光岡585番地

名称 株式会社西博運輸

代表取締役 田中博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 令和3年12月20日

許可の有効年月日 令和8年12月19日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和3年12月20日新規許可
- (2) 住所の変更により令和5年11月16日書換え交付

5. 積替え許可の有無 有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無